

額の四分の一相当額に引下げ、保険者の負担の軽減を図るように改める点であります。

改正の第三点は、現行法による昭和二十七年度における貸付の実績は当初の予定の約二分の一に過ぎず、これは貸付金額が少いためでありますので、本改正案におきましては、昭和二十六年度末までの未払い診療報酬の支払いに充てざるため、昭和二十八年度におきましても貸付金を貸付けることができるものとし、前に申述へました改正に倣つて、その貸付対象額を増額することができますように改正いたしました。

以上がこの改正法律案の要点であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを御願いする次第であります。

日雇労働者健康保険法案につきまして、その提案理由を説明申上げます。

健康保険制度は広く一般被用者を対象としているものであります。被用者は全部に本制度を適用することができます。政府といたしましては、昨年以來鋭意調査検討を重ねて参りました結果、別途提案いたしております健康保険法の一部改正法律案により、その適用範囲を拡張いたしましたと共に、各方面の要望に応え、ここに日雇労働者健康保険法を提案申上げた次第であります。本制度を健康保険法と別の制度としたしましたのは、日雇労働者の就労の実態に照らし、健康保険の制度と同一の運営を図ることが困難であると考えたからであります。

次に法案の要点について申上げますと、第一に、適用の対象といたしましては、先ず健康保険の適用事業所に使用される日雇労働者を被保険者として健保との制度的均衡を図ると共に、

失業対策事業又は公共事業に就労する者を被保険者として日雇労働者の生活実態に即するよう配慮いたしました。

第二に、保険給付につきましては、保険料負担の点を考慮いたしまして被保険者及び被扶養者に対し、健康保険に準じて療養の給付及び家族療養費を支給することとし、その期間は三ヶ月といたしました。なお、療養の給付又は家庭療養費を初めて受けようとする日の属する月の前二ヶ月間に通算して二十八日分以上の保険料が納付されていることを受給要件として、日雇労働者の就労の実態と日雇労働者に対する失業保険との調整を考慮することとした

としております。

第三に、保険料につきましては、日雇労働者に対する失業保険の方法を探り入れ、一級と二級とに区分して、事業主に印紙をもつて納付させることにいたしましたのであります。

以上、法律案の概要について説明申上げましたが、本制度は取りあえず健保の最も主体をなす療養の給付及び家族療養費を内容として制度の発足を企図いたしたわけでありまして、なましが、何とぞ慎重御審議の上速かに御決定あらんことを切望いたしました。

只今議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の提案理由について、御説明申上げます。

戦傷病者、戦没者遺族等の援護につきましては、第十三国会において、戦傷病者戦没者遺族等援護法が成立し、申せないにしましても、国家補償の精神に基く処遇が行われるに至つたことは、これらのかたの心情と生活の実情にかえりみて、誠に喜びに堪えないとところであります。今回、援護の措置をさらに強化するため、この法律の一部を改正することにいたしました。

つき御説明いたします。

第一に、太平洋戦争中旧國家総動員法に基いて設立された船舶運営会の運航する船の乗組船員は、戦時中軍人軍属と同様の戦争危険にさらされて、兵員、軍需物資等の輸送にあたり、又前線作戦に参加する等全く軍人軍属と同様の任務に服していたものであり、その危険の程度は、軍人のそれに比肩します。これ以上に及んでいたのであります。これらの事情に鑑み、右の船員を、この法律の援護の対象とすることに極めて緊急と存じますので、新たにこれを軍属の範囲に加えた次第であります。

第二に、年金額を、本国会に提案さ上げましたが、本制度は取りあえず健保の一部を改正する法律による旧軍人の増加恩給、公務扶助その適用範囲を拡張いたしましたと共に、各方面の要望に応え、ここに日雇労働者健康保険法を提案申上げた次第であります。本制度を健康保険法と別の制度としたしましたのは、日雇労働者の就労の実態に照らし、健康保険の制度と同一の運営を図ることが困難であると考えたからであります。

方四千円でありますので、十八万一千円から二万四千円に、遺族年金につきましては、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序により、先順位者とその

他の遺族に区分し、一人につき二万五千二百円、五千円にいたそうとするものであります。

第三に、旧軍人恩給の復活に伴い、従前この法律により援護しておりました旧軍人又はその遺族につきましては、原則として恩給法に転移することになりますが、これに伴い、戦傷病者複数が生じますので、所要の調整を行ふこと間隔の生じないように措置いたしたことであります。

なお、この法律は、恩給法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでありますが、新たに軍属の範囲に加えました船舶運営会の運航する船の乗組船員の遺族に支給する弔慰金の支給につきましては、昭和二十七年四月一日に、これらの遺族等に対する年金の支給並びに年金額の引上げ等につきましては、本年四月一日に遡つて適用することといたしました。

次に、これらの措置を講じますのに必要な経費につきましては、障害年金及び遺族年金支給に要する経費約二十億円、遺族国庫債券の元利金支払に要する経費約百三十億円、更生医療等に要する経費約五億円、その他必要な事務費が昭和二十八年度予算に計上されています。

以上を以て提案の理由を説明申上げましたが、何とぞ慎重御審議の上速かに御決定あらんことを切望いたしました。

只今議題となりました未帰還者留守家族等援護法の提案理由について御説明申上げます。

従来未帰還者のうち、もとの陸海軍に属していた者で、まだ復員していない者、即ち未復員者に対する「未復員者給与法」が適用され、又ソ連及び中共地区内の邦人であつて「ソ連地域内の未復員者と同様の実情にある者」即ち特別未帰還者に対する「特別未帰還者給与法」が適用され、本人に對する俸給月額千円と扶養手当を一定の親族に支払うことによつて留守家族の援護が行われているります。

又未帰還政府職員に對しても留守家員者給与に関する法律の規定に基づく人

員院規則が適用され、その扶養親族に扶養が行われているります。併しながら、終戦後既に相当の年月を経過した月額二十四百三十八円から一万八百八円までの俸給に加えて扶養手当が支払われているります。

今日においては、このような俸給支給の建前は極めて不自然な姿となつてゐるのみならず、種々不都合も生じておりますので、むしろ今日の段階においては端的に留守家族を援護するという見地から措置することが妥当であると思考いたすのであります。よつて、この際、これらの法令を廢止し、留守家族そのものを対象とし、より実情に即した援護を行いますとともに、従来未復員者給与法等によつて行われていた各種の給与と同様の援護を行ふことを目的とする未帰還者留守家族等援護法を制定しようとするものであります。

次にこの法律案の大要について御説明申上げます。

次に法律案の要点について申上げますと、第一に、適用の対象といたしましては、先ず健康保険の適用事業所に使用される日雇労働者を被保険者として健保との制度的均衡を図ると共に、

失業対策事業又は公共事業に就労する者を被保険者として日雇労働者の生活実態に即するよう配慮いたしました。

第二に、保険給付につきましては、保険料負担の点を考慮いたしまして被保険者及び被扶養者に対し、健康保険に準じて療養の給付及び家族療養費を支給することとし、その期間は三ヶ月といたしました。なお、療養の給付又は家庭療養費を初めて受けようとする日の属する月の前二ヶ月間に通算して二十八日分以上の保険料が納付されていることを受給要件として、日雇労働者の就労の実態と日雇労働者に対する失業保険との調整を考慮することとした

としております。

第三に、保険料につきましては、日雇労働者に対する失業保険の方法を探り入れ、一級と二級とに区分して、事業主に印紙をもつて納付させることにいたしましたのであります。

以上、法律案の概要について説明申上げましたが、本制度は取りあえず健保の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでありますが、新たに軍属の範囲に加えました船舶運営会の運航する船の乗組船員の遺族に支給する弔慰金の支給につきましては、昭和二十七年四月一日に、これらの遺族等に対する年金の支給並びに年金額の引上げ等につきましては、本年四月一日に遡つて適用することといたしました。

次に、これらの措置を講じますのに必要な経費につきましては、障害年金及び遺族年金支給に要する経費約二十億円、遺族国庫債券の元利金支払に要する経費約百三十億円、更生医療等に要する経費約五億円、その他必要な事務費が昭和二十八年度予算に計上されています。

以上を以て提案の理由を説明申上げましたが、何とぞ慎重御審議の上速かに御決定あらんことを切望いたしました。

次にこの法律案の大要について御説明申上げます。

先づこの法律案で規定する未帰還者

の範囲であります。が、第一は、元の陸海軍に属しまだ復員していない者、第二は、昭和二十年八月九日以降、ソ連、中共地区において生存していたと認められる資料がある一般邦人であつて、自己の意思によつて帰還しないと認められる者以外の者、第三には「平和条約第十一條に掲げる裁判」により拘禁されている者を含むのであります。

次にこの法律案による援護を受けることができる留守家族の範囲は、未帰還者が本邦に残している妻、不具障疾の夫、十八歳未満又は不具障疾の子、六十歳以上又は不具障疾の父母、配偶者がなく、且つ、扶養する直系血族のない父又は母、十八歳未満又は不具障疾の孫及び六十歳以上又は不具障疾の祖父母であつて、未帰還者が帰還しているとすれば、主としてその者の収入によつて生計を維持していると認められるものであります。

しかして、これらの留守家族のうち先順位の者に対しまして、留守家族手当として月額二千百円を支給しなお、他に前述の留守家族があります場合には、一人当り月額四百円を加給することといたしているのであります。

なお、この法律案にいう未帰還者については無期限に留守家族手当を支給するということは、必ずしも当を得た含んでいるのであります。が、長年月に亘つてその状況が判明しない未帰還者についても、未帰還者の状況の調査表明に併しながら、もとより政府といたしましては、未帰還者の状況の調査表明に

つき今後とも努力いたさなければならぬことになりますので、特にこの法律案におきましては、国は未帰還者との状況について調査究明に努めなければならぬ旨の規定を設けている次第であります。

次に、この法律案による援護として、未帰還者が帰還したとき、帰郷旅費として一人につき千円から三千円までを、但し、十八歳未満の者にはその半額を支給することとしたのであります。未帰還者のうち未復員者及び在外連における未復員者と同様の実情にあつた者が、帰還した後必要がある場合には一定の条件を備える者につき療養の給付を行い、身体に障害を残している場合には、最高三万八千円から千六百円までの障害一時金を支給し、又外地において右に述べた状態にあつた未帰還者が死亡した場合には、その遺族に還骨埋葬費として三千円、遺骨引取経費として二千七百円を支給することにいたしております。

なお、未復員者給与法、特別未帰還者給与法の廃止及び未帰還政府職員に対する給与の支給を止めたのに伴い、従前これらの制度によつて俸給等の支払いを受けていた者が、この法律案により留守家族手当の支給が受けられない場合、或いは、その額がこの法律施行の際、従前受けていた額より少い場合において、従前の実績を保有いたし、且つ、恩給法の一部改正、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正等に伴う調整その他の二、三の点につき、所要の措置をとつたのであります。

これらの措置の施行に要する経費は全額国庫負担でありまして、留守家族手当の所要経費六億六千万円、帰郷

旅費の所要経費六百万円、遺骨埋葬費五百八十万円、療養費、障害一時金に要する経費三億一千万円、廃止した旧法令による基く未支給分の給与及び旧法令からこの法律への切替に当つての実績保障を要する経費その他二億六千万円、事務費三百五十万円、計約十二億九千七百万円を計上いたしてゐる次第であります。以上がこの法律案の大要であります。慎重御審議の上、速かに御可決をらんことを切望する次第であります。只今議題となりました「医師等の免許及び試験の特例に関する法律案」について、その提案の要点を説明致します。

三年以上診療エックス線技師の業務を行つてゐたものについて、引揚げたから三ヵ月以内に氏名、年齢、業務を従事していた施設の名称等の事項を聞き出させ、業務の暫定的継続を認めるとともに、厚生大臣の行う試験を経て診療エックス線技師免許を受けることができるようになります。

第四は、今次の引揚者のうち、ソビエト社会主义共和国連邦、樺太、千島、北韓、三十八度以北の朝鮮、関東州、滿州又は中国本土の地域内においていわゆる看護婦の業務を行つていたものについて、昭和三十一年十二月三十一日まで、准看護婦試験の受験資格の特例を認めようとするものであります。

以上が本案の内容であります。何とぞ速かに御審議の上、可決せられるとよろしくお願いいたします。

只今議題となりました社会保険審査官及び社会保険審査会法案について、その提案理由を御説明申上げます。

我が国の社会保険は、昭和二年に健康保険法が施行されましたのを初めといたしまして、逐次進歩改善を遂げて来たのであります。今日健康保険の被保険者は、被扶養者を含めますと約二千万人、船員保険の被保険者は同じく約四十万人、厚生年金保険の被保険者は約六百九十九万人を算するに至つたのであります。国民生活の安定に寄与すること甚だ大であります。それに伴いまして、これら保険の被保險者及び事業主の権利保護の問題も著しく重要性を帯びて來たのであります。

法、船員保険法及び厚生年金保険法に基く保険給付の処分に不服のある被保険者は、各都道府県に置かれております。するところの、独任制の社会保険審査会官に審査の請求がで、その社会保険審査官の決定に不服のある者は、厚生省に置かれておりますところの、社会保険審査会に審査の請求ができることになつてゐるのであります。又保険料の賦課、徴収、滞納の処分に不服のある事業者は、社会保険審査会に審査の請求がでることとなつて居るのであります。が、いずれの場合におきましても、社会保険審査会の決定に不服でない場合におきましては、裁判所に出訴できることになつて居のであります。

と、次に法案の要点について申上げます

第一に、社会保険審査会の構成でありまするが、現行の審査会は、公益、被保険者の利益及び事業主の利益を代表する非常勤の委員によつて構成されておりまするが、これを内閣総理大臣が国会の承認を得て任命いたしますところの、特別職たる常勤の委員長及び委員二名をもつて組織することとしたのでありまするが、他面現行制度をお

きまして、被保険者の利益及び事業主の利益を代表する委員が果して参りました。弁護的機能は、利益代表者に引きつぐことといたしましたのであります。

第二に、審査事項でありまするが、これは従来保険給付及び保険料の賦課、徵収、滞納処分にかぎられておつたのですが、健康保険法、船員保険法及び厚生年金保険法の一部改正につきまして、標準報酬に関する処分に伴いまして、標準報酬に関する処分につきましても、審査の請求を認めることがあります。

第三に、審査手続でありますかが、被保険者及び事業主の権利救済に万全を期するため、この機会に若干の整備を行なつたのであります。

以上をもちまして、提案の理由を御説明申上げましたのでございりまするが、何とぞ御審議の上速かに御可決あらんことを切望いたす次第であります。

只今提案になりました財團法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

て過去における戦争の犠牲者として国が援護の手を差し延べることは、元来

国としての当然の責務であると考えられるにもかかわらず、終戦においては、諸種の事情のため、十分に援護の手を差し延べることができなかつたのであります。昨年、講和独立の機会に際しまして、戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定され、戦没者の遺族に対しまして初めて大巾な援護が実施されたござらうと、二三つある。

おるのでござります。この度政府は、これらの遺族援護対策の一環として旧財團法人軍人会館が所有していた国有財産たる建物を、米駐留軍より近く我が国に返還された際に財團法人日本遺族会に無償で貸付け、遺族の福祉を目的とする事業の用に供することによつて幾分たりとも遺族援護に役立たせたいと考えた次第であります。これがこの法律案を提出しようとする根本的趣旨であります。

次にこの法律案の概要について説明申し上げます。

第一に、財團法人日本遺族会に対し、旧軍人軍属で公務により死亡した者の遺族の福祉を図るために、旧財團法人軍人会館が所有していた国有財産たる建物が、米駐留軍より返還された後において、その建物をその使用に必要な敷地とともに、無償で貸し付けること

とかできることとしたことであります。
第二に、貸付財産の用途を宿泊所、集会所等の利用、生活相談、育英事業等遺族の福祉を図るため、必要な事業の用に供することに制限したことであります。

第三に、貸付契約の解除、役員の解職等必要な監督規定を設けたことであ

以上がこの法律案の概要であります
るが、何卒慎重御審議の上、速かに可
決せられんことを御願い申上げる次第
であります。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕
○委員長(賞霑芳夫君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(賞霑芳夫君) 次に食品衛生
法の一部を改正する法律案を議題とい
たします。御質疑を願います。御質疑
ございませんか。

それでは私からちよつと聞きます
が、実際問題としてどの辺からどれく
らいの乳製品だとか肉だとか、ああい
うものが入ってくるのですか、どうい

う危険が實際にあるのですか、そういう例があつたかどうか。

からも入つております。その他乳製品、砂糖等は主として北米から入つております。又肉類は最近輸入が極めて少いのであります。最近沖縄から若干十人つておりますが、大部分はこの主食が問題でございます。

というお話をございますが、従来私どもが検査をいたしました結果によりま

すと、総検査件数は件数にいたしまして約二千七百件、これは総輸入件数の約一〇%に当たりますが、このうち昭和二十七年度におきましていろいろな点で衛生上危害ありとして処分に付したものが約二百件と記憶いたしております。

和二十七年度におきまして米におきましては総計七件、約五千トンが処分をされております。麦は合計十八件で十七万七千トンが処分をされておりまます。その他乳製品十四件三千トン、その他の含めまして五件二万三千トンといつものが検査の結果廃棄その他の処分を受けております。併し二十八年度になりましては比較的成績がよろしく、麦につきましては今までいまだ処分した例がございません。ただ米につきましては先般南方から輸入せられた米約五件総計一千二百トンが処分の対象と

なつております。以上でござります。
○有馬英二君　今の主食の分で、米の
貿易米ということを前によく新聞に載
せられました、この報告の七件のうち
それくらいあつたのですか二十七年度
のですが。

○委員長(堂森芳夫君) 牛ですね。朝
市長として検査の結果処分に付したもの
の大部分は御指摘のように黄変米でござ
います。ただ一部は黄変米でなくて、
単に黴がひどい、とても食用に適さん
というもので処分したものも若干ござ
ります。

牛は相当入らないでござります

○政府委員(楠本正康君) 生牛、生き
た牛はこれは農林省の輸入になつてお
ります。肉類につきましては、現在は
朝鮮から入つております。先ほ
とも申上げましたように、沖縄から若
十最近入つておる実情でございます。
○廣瀬久忠君 検査に当つておる検査
官ですが、どういう具合に組織され
ます。

か。それについて。
の政府委員(楠本正康君) 現在主要の
在七港に國の食品衛生監視員が配置さ
れておりまして、これらがこの輸入食
糧の都度、抜取り検査をいたしております。
そこで抜取り検査の結果、極め
て簡単な検査はその場合で行います。
更に複雑な検査を要するものは大阪、
東京及び門司の國立の衛生試験所にサ
ンプルを送りまして検査をいたしてお
ります。なおこれらの検査に従事いた
します國の職員は、合計三十七名でござ
ります。

廣瀬久忠君 これは貿易關係でなかなか重要な仕事であろうと思うのです
が、三十七名ぐらいで七港に対しても配
されておる。そういうようなことで
うにかやつて行けるものでしよう

どもいたしましては勿論全品検査
理想でございます。併しながら只今
指摘のような僅か三十数名ではとて
全品検査はできませんので、抜取り
査をいたしておりますわけであります
、今までの実績は昭和二十七年度

におきましては総数一千七百件を検査いたしておりますが、これは總輸入件数の約一〇%に相当いたしております。併し一〇%の検査で安全かといふことになりますが、私どもといたしましては少くも五〇%程度は抜取り検査をいたしたいと、かように考えておる次第でございますが、併しながら一方、国の財政的な条件等もございますので、現在はかような人数でどうやら最善を尽して仕事をいたしておる次第でござります。

○委員長(鷲森芳夫君) ほかに御質疑ございませんでしようか、別に御発言もございませんようですから質疑は尽きたものと認めることに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議を提出いたします。

○委員長(鷲森芳夫君) 只今の中山君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鷲森芳夫君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。

○中山義彦君 討論省略して採決の動議を提出いたします。

○委員長(鷲森芳夫君) 只今の中山君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鷲森芳夫君) 御異議ないものと認めます。それでは質疑を打切り討論を省略採決いたします。食品衛生法の一部を改正する法律案を原案の通り可決することに賛成のかたは御挙手を願います。全会一致でござります。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を付するところになつておりますから、本案を可とされたかたへは順次御署名を願いま

多数意見著者署名	
大谷 鑑潤	高野 一夫
中山 審彦	西岡 ハル
横山 フク	廣瀬 久忠
有馬 英一	
○委員長(堂森芳夫君)	署名漏れはございませんか。署名漏れはないと認めます。
○委員長(堂森芳夫君)	なお本会議における委員長の口頭報告については委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
○委員長(堂森芳夫君)	「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(堂森芳夫君)	御異議ないものと認めます。
○委員長(堂森芳夫君)	次に、と畜場法案を議題といたします。御質疑を願います。委員外議員北勝太郎君から発言を求められておりますが、これを許すこととに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり	
○委員長(堂森芳夫君)	御異議ないものと認めます。北君の御発言を許可いたします。
○委員外議員(北勝太郎君)	簡易と場の道府県知事が許可をするところの最低限度の設備内容、これについて伺いたいと思います。
○政府委員(楠本正康君)	簡易と場の施設の基準につきましては、と室、消毒室、汚物処理施設、検査室、給水施設といふよしなものを考えておりました。極めて簡単な施設でございます。
○委員外議員(北勝太郎君)	一体どれくらいの面積と金がかかるのですか。
○委員外議員(北勝太郎君)	金額で。大よそのことでいいのです。
○委員外議員(北勝太郎君)	標によつてもおのづりますが、一応私どもにいたしまして、設て約四十五万円程度です。
○委員外議員(北勝太郎君)	いしたいことは第2回であります。委員外議員北勝太郎君から発言を許しておるけれども、いつも供するもの、この会で厚生当局からのと非常に窮屈な解釈になります。一体か或いは豚など相當なものでありますと、そこで農村では家で食つてしまえと、見地から各戸で飼つてしまふ理な話だと思うけれども、許しておるけれども、今月はどこの家、いう具合にと殺してあります。そこでもう少しが、こういうよしなもの私はその共有の者の家族も共に食べ慣習のある地方があるが、こいつらが、こういうよしなもの私はその共有の者共にしておるものがあつて衛生上に非常に害になはずのものではなに取扱うのであります。

太郎君) 次にお伺
康君) と殺戮の目
から異なつて参り
もは十坪程度、工費
改修費にいたしまし
皮を考えておりま
る。そこでこの
ういうことの解釈
は過般林委員
御答弁によります
が一年未満の牡犢と
多量の肉量がある
これをただ一軒の
言われても実は大
のです。で、法は
実際できない相談
て來るのであります
農民栄養の改善の
ているものを順次
今月はどこの家と
、その都度用いる
られるようにする
のであります
場合において少く
ものはこれは共有
あります。それが
あるといふよう
いふといふものは
食つたから、それ
があるといふよう
いふといふ具合
ます。そこでこの

願いたいと存じます。従いまして私どもといったしましては必ず一家だけで食べきやならないというものではないと存じまして、要するにその範囲が少數ということで考えて参りたいと存じます。

○委員外議員(北勝太郎君) 民法では共有の原則を認めておるのでありますが、併しこの法では共有ということは認められないということはずはないと思うのであります。即ち共有者がこれを所有者の連名で届出て、その届出ただけでのその肉を分けるということは何も差支えないとこのようと思われるのですが、今の御説明、非常に漠としておつて私ははつきりわからない、共有の範囲なら差えないとか或いは極く近所で僅かばかり分けるのは差支えない、これは法律的にはちょっと困ると思ひますが、何か共有というようなことは認めて、その範囲で届出した者に對してはこれを許すというのでなければならぬ、ただちよつと考えただけで、近所に僅かばかり分ける、僅かといふことは法律じやわからぬ、ですから、その点の見解を聞きたい。

○政府委員(楠本正康君) ここに申しまする共有という考え方は、所有権と違った意味でこの法律は考えておるわけでござります。従いましてたとえ所有権が大勢の者にありましても、それをお互に食べ合うなどいうことはおのずから違したことと考えておるわけであります。それは只今申しましたように衛生上の危害を恐れておるからであります。併しながら今も御指摘のように、必ずしも一家だけでこれを処理するということは余りに行過ぎではないかと思う。そこでやはりくどいよう

ございますが、社会通念上少數の範囲ならば危険の度合もそれだけ分布が少くなりますが、あとは地方の実情等を考慮して考慮して考えていいものだと存じます。殊に未検査の肉からはしばりいろいろな障害も出ております。なお現在年間にと殺も出でております。

少數の範囲において一部なり或いは全部なりが廃棄処分に付せられておるわけですが、これらのうち三〇%というものは何らかの形において一部なり或いは全部なりがさえ使つて頂けば如何に大幅に自家用と殺を行つても、これは農村の栄養改善のために大いに結構なことであると、かように考えておる次第であります。

○委員外議員(北勝太郎君) 少數と申しますが、その解釈の仕方でしばり農村等では警察当局との間にいろいろな問題が起るようであります。そこで一つ法的に何人まではよろしいとか、どういう程度ならよろしいということが、どういふことを法文の上にはつきりしておくことが必要だらうと考えるのであります。

○政府委員(楠本正康君) これはやはり何人まではよろしいといふことは、地方の事情もあることでございま

して、必ずしも何人まではよろしいと申しますが、その範囲を拡げてもらひ必要があると思うのであります。手伝いに限るというよろしいことでなくして、先ほど言われたように最小限度でも四十五万円かかるというような施設はなかなか持てない。従つてその不備につけこんでいわゆると場外と殺

が事実上行われると、こう考えるのであります。

○政府委員(楠本正康君) その辺は極めて地方の事情もあることでございまして、必ずしも何人まではよろしいと申しますが、その範囲を拡げてもらひ必要があると思うのであります。手伝いに限るというよろしいことでなくして、先ほど言われたように最小限度でも四十五万円かかるというような施設はなかなか持てない。従つてその不備につけこんでいわゆると場外と殺

が事実上行われると、こう考えるのであります。手伝いに限るというよろしいことでなくして、先ほど言われたように最小限度でも四十五万円かかるというような施設はなかなか持てない。従つてその不備につけこんでいわゆると場外と殺

が事実上行われると、こう考えるのであります。手伝いに限るというよろしいことでなくして、先ほど言われたように最小限度でも四十五万円かかるというような施設はなかなか持てない。従つてその不備につけこんでいわゆると場外と殺

が事実上行われると、こう考えるのであります。手伝いに限るというよろしいことでなくして、先ほど言われたように最小限度でも四十五万円かかるというような施設はなかなか持てない。従つてその不備につけこんでいわゆると場外と殺

が事実上行われると、こう考えるのであります。手伝いに限るというよろしいことでなくして、先ほど言われたように最小限度でも四十五万円かかるというような施設はなかなか持てない。従つてその不備につけこんでいわゆると場外と殺

が事実上行われると、こう考えるのであります。手伝いに限るというよろしいことでなくして、先ほど言われたように最小限度でも四十五万円かかるというような施設はなかなか持てない。従つてその不備につけこんでいわゆると場外と殺

が事実上行われると、こう考えるのであります。手伝いに限るというよろしいことでなくして、先ほど言われたように最小限度でも四十五万円かかるというような施設はなかなか持てない。従つてその不備につけこんでいわゆると場外と殺

が事実上行われると、こう考えるのであります。手伝いに限るというよろしいことでなくして、先ほど言われたように最小限度でも四十五万円かかるというような施設はなかなか持てない。従つてその不備につけこんでいわゆると場外と殺

が事実上行われると、こう考えるのであります。手伝いに限るというよろしいことでなくして、先ほど言われたように最小限度でも四十五万円かかるというような施設はなかなか持てない。従つてその不備につけこんでいわゆると場外と殺

豚をと殺いたしますのに、手伝いその他のを含めまして何人かの人間がこれにかかると殺をすることになりますが、これはやはり費用はと殺者が負担しなければならないのですか。

○委員外議員(北勝太郎君) 簡易と場を非常に進められておるのであります

が、住民の少い僻地の農村等におきましても、先ほど言われたように最小限度でも四十五万円かかるというよろしい

手数料を頂戴をいたします。

○委員外議員(北勝太郎君) そうすると検査手数料を出せば係官が出張してくれるのですが。

○委員外議員(北勝太郎君) 僕が二貫の肉に対してもう少しその範囲を拡げてもらひ必要があると思うのであります。手伝いに限るというよろしいことでなくして、先ほど言われたように最小限度でも四十五万円かかるというよろしい

手数料を納めれば、それで係官が出て来てくれるとは私は思はないのですが、國家の仕事だからそういうことは利害關係は考えずに出張をすれば来

てもらえるかどうか。

○委員外議員(北勝太郎君) と場外と殺

が野外飼育をしておるというと、自分

で牛を飼つたり、馬を飼つたり、それ

つて行くのに何里もかかるとい

ういう場合に現地に出張して下さる

いうことになりますが、それはやはり

経費はと殺者が負担しなければならぬのですか。

が、これに関与した人間の範囲という数字になるのじやなかろうかと考えておられます。

○委員外議員(北勝太郎君) 簡易と場を非常に進められておるのであります

が、住民の少い僻地の農村等におきましても、先ほど言われたように最小限度でも四十五万円かかるというよろしい

手数料を頂戴をいたします。

○委員外議員(北勝太郎君) ございます。別に旅費その他は当然府

と検査手数料を出せば係官が出張してくれるのですが。

○委員外議員(北勝太郎君) これが野外飼育をしておるといふと、自分たちで銘々馬を、或いは牛の肉を死んだり牛が死んだりしておる。そう

死んだり牛が死んだりしておる。そう

死んだり牛が死んだりしておる。そ

ういう場合に現地に出張して下さる

いうことになりますが、それはやはり

死んだり牛が死んだりしておる。そう

死んだり牛が死んだりしておる。そ

ういう場合に現地に出張して下さる

いうことになりますが、それはやはり

死んだり牛が死んだりしておる。そ

ういう場合に現地に出張して下さる

死んだり牛が死んだりしておる。そ

死んだり牛が死んだりしておる。そ

ういう場合に現地に出張して下さる

○高野一夫君　自家用と殺の場合は検査の必要はこれは全然ないんですか。
○政府委員(楠本正康君)　よく見ておられませんので分りませんが、自家用と殺は、と場内自家用と殺とと場外自家用と殺がございます。と場内自家用と殺は当然検査手数料を払わなければなりません。併しながら問題になつておりますのはと場外の自家用と殺であります。して、この場合には小動物に限り、而もこれは検査をしないのが原則でござります。ほんとうに近所隣りだけのために、一匹の豚を殺して無検査のままで食用に供する、こういうわけでございまして、単にこれは届出でだけをすればいいことに相成つております。
○高野一夫君　このと場外の自家用と殺に、どうして検査の必要がないといふことを言えるんでしょうか。
○政府委員(楠本正康君)　と場外自家用と殺は必ずしも検査を強制的いたしておりません。従つて検査しないんですから手数料がないわけです。
○高野一夫君　私は手数料ばかりのことを言つておるのじゃないのですが、と場外自家用と殺をする場合強制的に検査をしなくともよろしいというそのことはどうか。検査をしなくても別に不安がない、危険がないようなお考えなんでしょうか。
○政府委員(楠本正康君)　これはさよな意味ではございません。危険度は如何なると殺の場合においても同じことであります。ただこれはたまたま極めて少數の範囲が自家用の意味で用いてるんだからして、あえて検査は必要がないと、こういう意味でございま

○高野一夫君 どうも話がわからないと思うのですが、自家用であろうと何であろうと、やはり食べるものでしで、それでと場外と殺をして食べるものが少数であるから検査の必要があるとかないとか、衛生上危険があるとかないとかということはおかしいと思うのです。

○楠本正康君 理窟を言うようになりますが、主として自家用及びその家族で食するものはこれは個人生活の範疇と考えております。従いまして公衆衛生の立場からは必ずしも特に検査を強制することははあるまい、かような考え方でございます。

○高野一夫君 ます／＼私はおかしくなると思うのです。個人生活の場合には厚生省は公衆衛生の立場から考える必要がないということはおかしいと思うのです。と場外と殺を許しておいて、そうしてそれは個人的の生活の問題だから、そういうことを考へる必要がないということはおかしいと思うのです。

○政府委員(楠本正康君) これは一番合理的な方法は、と場外と殺を行います場合にも保健所等から係官が出て保健所のサービスの一環として検査をしてやるということが一番合理的なわけであります。併しそれには當時はどううで行われます自家用と殺に一々検査官がサービスをして歩くということは実際的に極めて困難であります。又それを行ひ出しますと結局と場を利用するということがだん／＼減つて参りまして、なに自家用と殺でいいじやないかということは、と場外と殺でいいということになりますがら、そこで先ほども当初に申上げましたように、

この法律は飽くまでも、と場内と殺といふことを原則として今後進んで行きたいという事が趣旨でございます。

○高野一夫君 と場内と殺が趣旨であつて、主眼であつても、とにかく特例として、と場外自家用と殺をお許しにならる。その場合にこれは小動物に限るのではしようけれども、そういうものでも或いは病氣を持つてゐる動物であるかも知れない、そういうような場合も構いませんか。保健所のほうで検査しなければならんということは何もここで強制されておらない。

○政府委員(橋本正康君) 勿論危険なしと断定することはできない。そこでそのようなものは、先ほどお答え申上げましたように、主として自家及びその家族というようなふうに極めて範囲を絞つてあるわけでございます。

○高野一夫君 もうその点で質問をやめますが、少数のための食用に供するためなら、公衆衛生上の立場から取締る必要がないという考え方私は極めておかしいと思う。それだけ申上げます。

○委員外議員(北勝太郎君) 簡易と殺場で、と殺したものはそれを自由頒布したり、若しくは売却することができる……。

○政府委員(橋本正康君) 個人が簡易と殺場を使いまして、と殺したものは自由に頒布ができます。併しながら商行為としてはこれはできんことになります。商行為でない限り自由に頒布して差支えございません。

○委員外議員(北勝太郎君) 今度は方面を変えて切迫と殺したものと、場で解体させるためにと場に持つて行くことは差支えないのでですか。と場で解体

することは差支えないのですか。

○政府委員(楠本正康君) その通りでございます。と場でさえ解体して頂ければ、これは、と被する場所はどこでも差支えないわけでございます。解体をと場に限つておるのでございます。

○委員外議員(北勝太郎君) 解体もこの法によるとほかでやつても差支えないとんじやありませんか。その現場でやつても……。

○政府委員(楠本正康君) 第九条に示しておりますように、極めて僻険の地等におきまして直ちに、と場が利用できないという場所におきましては、あらかじめ知事の指定を受けてございますので、これは、と場外と殺或いは解体ができるわけでございます。

○横山フク君 あの簡易と場はいいことだと思うのですね。そういう簡易と場や何かに対してもそういう補助金や何かを出すことをお考えになつておりますか。

○政府委員(楠本正康君) この法律が成立いたしまして、初めて簡易と場といふものが表面に現われて参るのであります。併し、従つて従来はかようなものの補助金は考へる余地もなかつたわけであります、併し二十九年度予算におきましては、私どもは模範的な簡易と場といふものに対して補助をすべき目下予算を編成いたしております。

○横山フク君 それは是非組んで頂きていいと思うのでございますか、そうしてあの便所の改良といふなことを必要であろうし、又簡易と場やなんかはいいことは奨励する、結局お金が問題になつて、農村等では要ることもあ

るだらうと思うので、相当程度そうう予算も組んで頂くことをお願いしたいと思つております。

○委員外議員(北勝太郎君) 民家用と殺の問題で農林と厚生省との間に何か折衝されたような内容はありますか。

○政府委員(楠本正廉君) 民家用と限らず、この法案の研究につきましてはかねて農林省と十分な連絡をとりまして、成案を得たわけあります。なおこの自家用と殺の場合につきましても只今御説明申しましたような法文を解釈並びに運営方法で完全に意見の一致を見ております。

○委員長(葛森芳夫君) 他に御発言ございませんですか。

○高野一夫君 先ほど来たびく御質問もあつたようではありますが、この第九条の「主として自己及びその同居者」この字句を、文句をお変えになる氣持はありませんか。社会通念上云々というお話をございましたけれども、私はおかしいと思うのは、例えばそのと殺に手伝つた人といふようなお話があつた、そうするとそれを限度といふようなことで考へるとすれば、具体的に一頭殺すに五人の手数がかかる、その五人に又五人の家族があつたとすれば二十五人になる。そうすると五人までが限度と考えるか、二十五人までもことは頗る疑問であるううのです。ですからもつとよく誤解のないよに間違ひのないよう文句を変える必要があるのでないかと思うのです。

が、そういう点についても別に何か御判断、先ほど來質問がいる／＼と出たのですが、別に新らしいお考えは湧きませんか。

○政府委員(楠本正康君) この問題はなか／＼むずかしい問題でありまして、衛生上の安全さということを考えます場合、技術的な、極めて厳格な意味を考えますれば、むしろこの無検査

が、よいらしいような自家用と場外と殺は一切認めないことが正しいと存じます。併しながらさよなことになりますと、一方畜産の振興というようなことにも必ずしもいい結果を生みませんし、又農村の栄養改善その他から考えまして又支障が出て来る、かようなところでの辺に調和させるかといふことが極めてむずかしい問題だと存じます。一方これを余り無下に許してしまいますと、これは畜産の振興或いは栄養の改善になるかも知れませんが、一方では危険が伴う、ルーズになつてしまふ。ところが余りこれを認めないと、いうことになると、又窮屈になるといふようなことで、どの辺に調和点を求めるかと、いうことが極めてむずかしい問題だと存じまして、かような書き方をしてあるわけでござります。併しこれは十分まあ御批判によりまして別に変えてはならんといふものではございませんが、非常に何と申しますか、どの辺に調和点を求めるか、ということが

あります。併しこれを認めると、これはむずかしいので、この辺でまた調和点を求めたつもりでございます。

○高野一夫君 併し先ほど來北委員に対する御答弁、御説明から考へても、單に自分だけでない同居者だけではないということをはつきりあなたはおつしやつておるんだから、その趣旨は厚

生省の通達なり何なりで地方の末端にまで徹底するつもりである／＼と思ふ。それがいい工合に更に又末端から

末端まで徹底するかどうか、或るところはいいというところはいかん。というような場合が起るから、誤解のないような私は書き方が必要じやないかと思う。

○政府委員(楠本正康君) 御指摘の一応取組めました運営上の覚書のようなものがござりますから一応読んでみます。【屠殺は、実際に屠殺を行う者が主として自己及びその同居者の食用に供することを目的とする場合に限らるが、その場合その数名の者が共同して屠殺を行う場合の、その共同した数名の者がそれぞれ主として自己及びその同居者の食用に供することを目的とする場合に限らずも、いろいろな施行細則等のないように努めたいという念願

がありますので、農林省からもかよろしくは又逆な場合もござります。そこでこの問題は極めてデリケートな面もあります。【屠殺は、実際に屠殺を行う者は、経済当局、農林当局に御示達願旨で、經濟当局、農林当局に御示達願旨で、私どものほうからもこの解釈を願う、私どものほうからもこの解釈を地方に徹底いたしまして、できるだけそこにその解釈上の差から生ずる摩擦等のないように努めたいという念願でございます。従つて私どももあらかじめ農林当局と覚書を交換してあるわけでございます。

</

で、これを一定しようじゃないか、そこで補欠の委員の任期は一口に申します」というと、前任者の残任期間を受け継ぐものだと、こういう規定を入れたわけでございます。そのほかは変つたところはございません。

○有馬英二君 第八条のうちの第二項
ですか、委員の数が非常に殖えたよう
に思うのですが、どういう意味です
か、市町村の議会の議員、民生委員、
その他第7まで書いてあるのですが、
第七ですか学識経験のある者ですか、
全員で何人になりますか。
○政府委員(楠本正康君) これはここ
に書いてございますように、各項目の
うちで二人以内となるから一人乃至二
人ということになります。最小の場合
でござりますと七人ということになります
が、最大の場合を考えますと十四
人になります。これは従来の実績から
申しますとというと、決して殖えるのじ
やなくしてむしろ少くなるのではないか
かという私ども気持であります。
○有馬英二君 私は余り委員の数が多
くないほうが多いんじゃないかと思う
のですが、又村ですが、絶えず学識経
験のある人がそうあるとは限らないで
しようし、そういうことからみますと
いうと、数は余り多くないほうがまと
まりがいいし、まあこれはこうした工
合に書いてありますから、このうちか
らどの項に相当する人を選んでも差支
えはないのでしょうか、実際において
はやはり四名ぐらいしか集まらないじ
やないかと私は思うのですが、実情は
どうなんですか。

と、先ほど申しましたように大体一人
いいのでございまして、まあ七人は
集まるのじやないかというふうに思つ
ております。それから從来は、こうい
うふうにいたしましたのは、実は地方
府のかたや、或いは民生委員のかたが

それでは質疑を打切り、討論を省略して採決いたします。民生委員法の一部を改正する法律案を衆議院送付案の通り可決することに賛成のかたは御挙手を願います。

○委員長(堂森芳夫君) 全会一致でござります。よつて本案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされたかたは頼次御署名を願います。

參數意見者署名

大谷 等潤
中山 寿彦
横山 フク
高野 一夫
西岡 ハル
賀頃 ハ忠

長(豊森芳夫君) 御署名済れば

ございませんか、御署名渡れはなしものと認めます。

報告については委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは本日はこの程度で散会いた
します。

○有馬英二君 私は余り委員の数が多い
くないほうがいいんやないかと思う
のですが、又村ですが、絶えず学識經
験のある人がそなうあるとは限らないで
しようし、そういうことからみますと
いうと、數は余り多くないほうがまと
まりがいいし、まあこれはこうした工
合に書いてありますから、このうちか
らどの項に相当する人を選んでも差支
えはないのでしょうか、實際において
はやはり四名ぐらいしか集まらないじ
やないかと私は思ふのですが、実情は
どうなんですか。

○政府委員(安田義君) 小さい村で御心配のようなことがあるかと思いますけれども、この案で申します。といふ

○委員長(堂森芳夫君) 認めます。

昭和二十八年七月二十四日印刷

昭和二十八年七月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局